

令和4年度 第2回 函南町総合教育会議 議事録

	令和5年3月16日(木) 午後1時08分から午後3時20分 函南町役場 2階 大会議室 町長 仁科喜世志 教育長 久保田浩子 教育委員 渡邊博文、小永井博之、宮城島美津穂、勝俣聡子
【開会】 事務局 (梅原教育次長)	皆さんこんにちは。 定刻より早いですが、委員の皆様全員お揃いなので、ただいまから、令和4年度第2回函南町総合教育会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中、当会議にご出席いただきありがとうございます。本日司会進行を務めさせていただきます教育次長の梅原です。よろしくお願いいたします。 函南町総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の4第1項に規定された規定に基づき、函南町の教育に資する協議を行うため開催するものです。 それではお手元の資料の確認をさせていただきます。机の上に、次第、裏面に名簿、座席表、資料一覧をご用意させていただいております。また、資料1から資料2、3、4、5を配布させていただいております。過不足等はありませんでしょうか。 それでは会議に当たり始めに町長よりご挨拶いただきたいと思います。仁科町長よろしくお願いいたします。
仁科町長	改めまして皆さんこんにちは。3月も中旬になりますと、朝晩は少しまだ肌寒く感じますがけれども、日中はかなりもう春めいてきたなという感じを受け止めております。また、3月は園にしろ、学校にしろですね、卒園式があったり、卒業式もあったり、官庁におきましては、任期満了で退職する人、あるいは人事異動ということが新聞紙上を賑わせていような状況でございます。 日ごろから、教育委員の皆様方には、教育行政ということで、ご支援を賜りまして大変ありがとうございます。また、教育長はじめ、教育委員会の事務局の皆様方におかれましても、ただいま進行の方からご案内がありましたけれども、令和4年度第2回の総合教育会議ということになります。これは、町長部局が主催に

事務局 (梅原教育次長) 久保田教育長	なりますけれども、事務局を受け持っていていただいております。 教育委員会の皆様方から、資料等々をしっかりと審議すべきものを出していただいて、そして、皆様方にこの資料からいろいろ忌憚のないご意見、ご質問、ご提言を賜りたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、実りある総合教育会議を目指したいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。今日はありがとうございます。 仁科町長ありがとうございます。続きまして、教育長よりご挨拶いたします。久保田教育長よろしくお願いします。 皆さん改めましてこんにちは。今町長からもお話がございましたけれども、明日は小中学校で卒業式、そして高校入試もほとんど終えて、中学３年生については、多くの子供たちの新たな路が決定をしたというような状況です。本年度も大きな事故等がなく、ここまで過ごせてまいりました。常日頃より、教育委員の皆様におかれましては、教育委員会において、慎重審議の中で今年度も進めることができました。ありがとうございます。
事務局 (梅原教育次長)	午前の本年度最後の定例教育委員会に引き続き、総合教育会議ですけれども、皆様からいただくご意見、ご質問、ご提言等を賜りながら教育委員会事業につきまして一層充実を図っていきますように、今日も何卒よろしくお願いいたします。
事務局 (梅原教育次長) 仁科町長	はい、教育長ありがとうございます。 それではこれからの議事進行は仁科町長にお願いいたします。町長よろしくお願いします。 はい、わかりました。それでは議事に入ってまいりますけれども、これからは着座のままの発言ということで、教育委員の皆様方、それから事務局の方につきましても、そのような形で進めさせていただきます。また、発言につきましては、恐れ入りますが、挙手をしていただき、私が指名をさせていただきますので、ご協力を切にお願いいたします。 それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第１号の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についてに関して、構成員の皆様次第の議事を協議させていただきます。 なお、同条第２号に規定する児童生徒等の生命又は身体に現に

事務局 (若月 参事)	被害を生じ、又はまさに被害が及ぶおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する議事はございません。 それでは議事(1)、函南町教育大綱の改定について事務局から説明をお願いいたします。 それではよろしく申し上げます。資料の1をご準備ください。まず、函南町教育大綱の改定についてご説明いたします前に、大綱の位置付けについて確認をしておきたいと思います。資料1の後ろに添付してございます、参考資料1をご準備ください。 1 ページです。そこには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を抜粋しています。上から10行目ぐらいでしょうか。法第1条の3第1項には次のように記されています。①の部分です。地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとあります。また、第1条の3第2項②の部分です。 そこには、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとするとしています。さらに3ページの下部をご覧ください。 函南町総合教育会議設置要綱には、第2条に町長は大綱の策定に関する協議等を行うため、総合教育会議を設けるものとするとしています。以上のことから、本会議において、大綱について協議をお願いしております。それでは、函南町教育大綱の改定について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。資料1をお開きください。まず改定の理由についてご説明いたします。 現行の函南町教育大綱は、令和元年度第2回総合教育会議で審議策定されたものです。生涯にわたる学びを支える教育文化づくりを基本目標に掲げ、幼児教育・子育て支援の充実、学校教育の充実、そして社会教育の充実の3つを、教育施策の方針として示しています。 このたび策定から3年が経過したことから、後期基本計画に示す教育指針を踏まえ、函南町教育大綱の改定案を策定しました。 続いて、改訂の概要についてです。資料1-1A3版の資料をご覧ください。左側に現行の大綱、右側に改訂版を掲載しております。 今回の改定案は、後期基本計画との整合性を図ること。社会状況や教育、子供を巡る環境の変化を踏まえたものであることか
------------------------	--

	ら、基本目標については現行通りとし、教育施策１の文言の一部と施策内容の修正に留めました。修正箇所は赤字で表記しております。 主な変更点についてご説明します。教育施策１の幼児教育を乳幼児の保育教育とし、対象となる世代に幅を持たせました。また、家庭環境が多様化、複雑化する社会状況の変化を踏まえ、施策内容の冒頭部を赤字のように改めました。 次に、急激な社会構造の変化を踏まえ、学校教育の充実の冒頭部分を修正しています。さらに、後段には、地域とともにある学校づくりを視野に、地域の人々との交流を通しての文言を加えるとともに、地域への誇りを郷土への誇りと改めることで、郷土愛を育む教育の推進に努めていくことを明記しました。 続けて、資料１－２をお開きください。教育大綱の改定を見据え、教育委員会では、令和５年度函南町教育推進構想を改定しています。大綱と同様に現行版を左、改訂版を右に掲載しています。 改訂の概要は以下の通りです。赤字部分が修正点になります。まず、教育大綱にある郷土への誇りと愛着を育成について具現化するため、人間性、社会性を育む体験活動を方針として加えました。 さらに、函南教育推進の方針を五点に整理し、函南スタンダードとの整合性を持たせるようにしています。また、人材育成の視点に立ち、本構想を構造的に整理するため、現行版の下段右にある学びづくりの部分を削除しています。 以上で、函南町教育大綱の改定についての説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
仁科町長	ありがとうございます。それではただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をもってお願いをいたします。はい、どうぞ。
小永井委員	幼児教育という言葉が乳幼児の保育教育ということに変更されたことにつきましては、子育て世代のことを考えると大変良いことだと思いますので、しっかりその辺を踏まえてこの施策を生かしていただければ良いかなと思います。その中で一点質問がございまして、この基本構想の１番のところにも出てくるのですが、地域全体で子育てを支援、また２番の方に地域の人々との交流を通してとございますが、現状ですね、各地区において地域と子供たちとの関わり合っているのはものすごく気薄になって

	きております。これはコロナ前からの現状だと思いますが、それがコロナ禍において、運動会だとか盆踊りだとかお祭りだとか全て中止になってしまって、それがまた復活できればよいのですが、たとえ復活したとしても、私が区長のときでしたが、子供会に入りたくない家庭が続出しておりまして、子供会の存続すら厳しい状態になっております。その中で、地域全体で育てるというのは本当に必要なことだと思いますが、何か事務局として対策的なものがあるかないか、各区へ投げるのではなくて、事務局として各区の役員の方々と一緒になって、これらを進めていければいいかなという私自身の考えです。その辺で何かお考えがありましたらお聞きしたい。
仁科町長	ただいまの質問の対策とか、考え方、そういうものをお持ちでしたら、ご説明をお願いいたします。
事務局 (若月 参事)	まず各学校がコミュニティスクールとして、函南町全ての小中学校が動き始めています。近隣市町でも比較的早い段階で取り入れていますので、そういう意味で、地域と学校の関係というのは、コロナ禍であっても繋がりのある関わりができていたのかなと私は感じております。昨日もコミュニティスクール推進員の皆様と会合する場があったわけですが、やはり地域と子供の距離を少し感じているということはおっしゃっていただきましたので、そのコミュニティスクール制度をうまく活用して、地域と学校が一緒になって活動できるようなものを計画していきたいなど、各学校に期待したいとそこは感じています。もう一つは、このあとの議事とも関わってくるわけですが、中学校が4時半に全ての教育課程を終えるということが、来年度スタートします。中学生が4時半に地域に帰る。4時半から比較的日子が長いこの時期の過ごし方は、地域にとっては、中学生を巻き込んだ活動ができるのではないかなという期待も持っていますので、そのようなメリットも踏まえて、楽しみにし期待を持っています。よろしいでしょうか。
小永井委員 仁科町長 事務局 (飯島課長)	ありがとうございます。 どうぞ。 今、小永井委員から子供会の解散等のお話がありましたけれども、確かに数としてはだんだん減少してきております。生涯学習課といたしましては、各単位子供会に対し令和4年度より、補助制度を設けて活動支援をしております。役員の方々の負担が大変多いというお話をよく聞きますので、生涯学習課の方で実施す

仁科町長 小長井委員 仁科町長	る子供会の子供さんたちが参加できるような事業、あるいは子供会の方から呼ばれて、呼んでくださった場合にはこちらの方からニュースポーツの教室などを実施させていただこうというようなことで動き出しております。以上です。 よろしいでしょうか。 ありがとうございます。 他には、ご質問でもご意見のご提言でも、どんなことでもこの場ですので、どうぞ。
宮城島委員	2の学校教育の充実というところで、地域と子供たちの関わりが希薄になっているという話ですが、私が住んでいる地域でも、なかなかコロナであったり、行事に参加できない状況があります。でも、例えば学校の方で函南町を知るという授業があったときに、教室だけで見ているだけじゃなくて、実際に函南スイカを育てているところに一緒に行って、函南スイカを食べる。そういう体験ですとか、仏の里美術館に行って実際に見て、ガイドの方から説明を聞いて、こういうところが函南町は素晴らしいんだよっていうことを子供は普通に感じてますので、そういう教育っていうのは、これからもずっと大切にしていってほしいなと思いますので、この地域の人々との交流を通して、郷土への誇りと愛着を育成するというのは、本当にその通りだなって、今、ずっと納得したところですよ。これからもまた続けていってほしいなと思っております。
仁科町長 勝俣委員	他にはいかがですか。私の方から少し、あります。どうぞ。 基本構想の1番の文言が、幼児教育というところから、乳幼児の保育・教育子育てに変わったのはなぜですか。説明していただけますでしょうか。
事務局 (若月参事)	乳幼児というのは、乳児と幼児をまとめて呼ぶときの呼称です。0歳から小学校就学前までの子供のことを指すということで、家庭と地域が一体となって子供を育むという意味を持たせようとなりました。以上です。
仁科町長	よろしいでしょうか。それでは私から一点伺います。 2の学校教育の充実という施策がありますが、その中で後段の部分ですね。地域の人々との交流を通して、郷土への誇りと愛着を育成しますということが、今までの地域の誇りと愛着を育成しますに変わったのですが、今学校でですね、地域のこととか、学区内のこととか、昔から伝わってきたものとか、そういうものつ

事務局 (若月 参事)	て授業に取り込んだり、ニュースでは、よくシニアクラブとか高齢者との交流の経験をですね、学校で催したりということは記事になったりしますが、特別にこういうカリキュラムではもちろんないと思いますが、そうしたものは授業の中ではどのような位置づけで取り入れられていますか。
仁科町長 久保田教育長	桑村小学校と丹那小学校で、小規模の学校で山村地域にあるような学校については、地域の伝統や文化、そういったものを総合的な学習の時間の中に取り入れて、系統立てて学習しているということは聞いております。ただ、街中の学校、特に中学校の学区は広いので、なかなか一律函南町の歴史文化伝統を学ぶということは、正直、単発でしかできていない、やってたとしても。系統立ててきちっと総合的な学習の中で学ぶということは、正直やっていないと思っています。ですので、ここの文言を変えたことで中学校においても、また街中の小学校においても、函南町を広く捉えて、歴史文化伝統、これらについて学べるような学習を進めてほしいという願いを込めています。 はい、わかりました。ありがとうございます。 少し補足をさせてください。町長のご質問の地域という話の中で、小学校では私達の町函南というのを学ぶため、教育委員会の方で、町の文化歴史、産業、経済も含めて、総合的にまとめた冊子を作っています。それが小学校4年生の社会の授業では地域を学ぶ中で、その資料に基づいて学んでいます。相対的には4年生の社会の学習の中で、時には下水道の狩野川のところに行ったりとか、いろいろな活動をしています。中学校になると参事から説明があったように、総合的な学習で単発に行っている状況です。
仁科町長	役所ではですね、よく地域資源という言葉を使いますね。それがどちらかというと、教育とはあまり結びつかなくて、観光だとか交流だとか、そういう部分のところへくっつきやすいのですね。ただし旧跡だとか、歴史上の謂れなんていうものは、観光にも属さないし、教育だけに属するものでもないと思うのですね。その辺が、地域の中でこう言い伝えになってるようなこと、世代を超えて教わりながらそういうものを、もう一度自分の住んでるところを見直すという起爆剤といいますか、そういうきっかけになってもらえれば、愛着とかそういうのも湧いてくるし、また新しい考え方もあるかと思うのですね。特別に学校行事の中という

渡邊委員	のはなかなか難しい状況があろうかと思いますが、コミュニティスクールというものが全校ありますよね、そういった機会を活用し、意外と子供さんがまた自分の生活してところにも興味を持って愛着を持ったりすることになろうかと思いますが、ぜひこの辺は、現場で学校の先生方としては大変ですけども、地域を取り込んだ中で進めていただくことは大変良いことだと思います。他にいかがでしょうか。 私も年齢が 70 歳を超しまして、時折昔のことを思い出すことがあるのですが、昔は函南町で、町民体育大会なんていうのがあって交流する機会があったわけですが、今は小学校区単位でのそういういろいろなイベントみたいなものを開くことが多くなってきたわけですが、学区ごとにいろいろ交流をしながら、これからの社会教育はいわゆる、人が外へ出るような形のもので、いろいろな面で大変だとは思いますが、何か函南町の面としての広さを活かして各地区の交流が少しでもかなうような形にさせていただくと、ある程度元気な方たちがそういう中へ参加していくような場として広がっていけるのではないかなと思うのですが、ここにも書かれておりますけれども、今後そういった広げていくような、計画的なものはあるのでしょうか。
仁科町長 事務局 (飯島課長)	はい、どうぞ。 今先生の方からお話ございましたけれども、コロナ禍で皆さんお家の方もおられる中で、自分の好きなことを集中して調べものをしたり、知識を身につけたりという行動が非常に多かったように思います。その一つの表れといたしまして、昨年鎌倉殿の 13 人という大河ドラマがございまして、それに触発されて、その辺の北条氏の歴史を勉強したり、それを披露したりしたいと言って、うちの窓口見えみえられるような方も非常に多くございました。生涯学習課では令和 3 年度の末に、小学生を対象に北条氏の歴史と函南町との関わりを勉強するというワークショップを開く予定でしたが、新型コロナで残念ながら開催ができずに個別の学習という形になってしまいましたが、披露したい大人がたくさんいるのは知ってたのですが、子供さんが意外と多く応募してくださいまして、しかも、ものすごく熱心で地域の歴史に詳しい、おじいちゃんおばあちゃんの話を知りたい聞きたいと、ものすごい熱意を持って答えていただきましたので、そういう世代間の交流にもなるようなことをこれからまだ具体的にはなっ

仁科町長	おりませんが、ぜひ実現をしていきたいと考えております。以上です。 はい、ありがとうございました。(1)につきましては、委員の皆さん方からご質問、ご意見もいただきました。この辺で打ち切りとさせていただきます。 ただいまの函南町の教育大綱の改定についてですね、ご賛同いただける方は、挙手をいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。 -挙手全員（賛同）-
仁科町長	ありがとうございます。それでは先ほどのですね、意見等々を踏まえながら施策に取り組んでいただきたい、そのようにお願いをいたします。 続きまして、議事の(2)、中学部活動の地域移行に向けた取り組みについて、事務局から説明をお願いをいたします。はい、どうぞ。
事務局 (後藤指導主事)	はい、それではお願いいたします。資料２番をご準備ください。それでは、中学部活動の地域移行に向けた取り組みについて説明させていただきます。資料２の１ページ目と、参考資料２－１をご準備ください。 まず初めに国が示すガイドラインの改訂について説明させていただきます。(1)改定の概要、スポーツ庁と文化庁では、公立中学校等の休日の部活動から、段階的に地域移行していくことを基本としたガイドラインを策定しておりましたが、全国の自治体からパブリックコメントを募集した結果、３年間の地域移行達成は現実的に難しいという意見が相次いだことを受け、当初の計画を見直し、令和４年12月27日に新たな学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定しました。その中で、改革集中期間としていた令和５年度から令和７年度までの３年間は、改革推進期間に表現が改められ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと明記されました。函南町においても、前回の総合教育会議の中で、町・県そして国の体制作りや教育現場が抱える問題などが山積しており、明確に函南町としての方向性等が見えてきてないのが現状と申し上げさせていただいたところであります。 続いて、(2)学校部活動の適正な運営等の在り方について、今回改定された総合的なガイドラインでは、参考資料２－１にありま

事務局 (若月 参事)	す通り、大きな柱といたしまして、1 学校部活動、2 新たな地域クラブ活動、3 学校活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備、そして、4 大会等のあり方の見直し、という建て付けになっております。函南町といたしましては、まず1の学校部活動について、主な内容の一つ目の点にあります通り、教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理について、令和5年度以降の教育課程改革を進めていくことで、学校活動の適正な運営等の在り方を模索していくとともに、教員の働き方改革にもさらに取り組んでいきたいと考えております。そこでまず、函南町における教員の働き方の現状について、若月参事より説明します。 ではお願いします。資料2ページをお開きください。平成31年に文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインでは、教員の時間外勤務について、1ヶ月に45時間以内。1年間360時間以内と定めています。それを受けて函南町では、令和3年4月に函南町立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し、取り組みを進めています。 (1)をご覧ください。函南町ではこれまで、部活動ガイドラインの策定、タイムレコーダーによる勤務時間管理の徹底、メッセージ機能付き電話の導入など、教員の働き方改革に対する様々な取り組みを行ってきました。その成果もあり、小学校教員の時間外勤務については、概ねガイドラインを示す目安をクリアすることができています。しかしながら、中学校教員においては、まだ十分な成果に繋がっていないのが実情です。ここで、中学校教員の働き方の現状に目を向けてみます。 (3)をご覧ください。先ほど申し上げたように、函南町ではタイムレコーダーにより、教員の勤務時間を管理しております。令和4年度の4月から1月までの月別の時間外勤務時間を並べてみると次のようなことが言えます。一つ目、夏季休業中の8月を除く全ての月で中学校教員の平均の時間外勤務が上限45時間を超えていること。二つ目、4月から6月の時間外勤務が多く、学期末の事務に追われる6月がピークとなっていること。ちなみに6月には、中学教員の約半数が過労死ラインである時間外勤務月80時間を超えていること。ご存知の通り、6月は中体連前の大切な時期であり日没も遅いため、部活動の時間を最も長く確保できるときでもあります。そのため、両中学校とも17時30分に部活動
------------------------	--

事務局 (後藤指導主事)	を終了し、17 時 45 分を完全下校時刻と設定しています。教員の勤務時間終了時刻は 16 時 30 分ですので、平日の部活動指導が時間外勤務の主な要因となっていることは明らかなです。ちなみに 6 月における部活動指導の時間を枠内に示しています。週休日の指導を含めると、ひと月あたり約 30 時間を部活動の指導に充てていることになります。以上教員の働き方についての説明を終わります。 続きまして、3 令和 5 年度からの教育環境整備について、説明させていただきます。資料の 3 ページをご覧ください。先ほどお伝えした、函南町の教員の現状、特に中学校教員の働き方改革を踏まえまして、以下囲みの三点に取り組んでまいりますが、特に一番上の教員の勤務時間終了時刻 16 時 30 分になりますが、部活動を含む全ての教育活動を終了することについて、令和 5 年度より新たに取り組む内容となります。参考資料 2－2 をあわせてご覧ください。こちらの資料は、資料左が令和 4 年度の週時程になります。 そして右側が予定ではありますが、令和 5 年度の週時程表になります。これらを比較すると、令和 4 年度までの週時程では日没に合わせて下校時刻が異なり、それにより部活動の活動時間も月によって大きく差がありました。しかし、令和 5 年度の週時程では、学校行事や時間割の工夫等により、年間を通じて一定の部活動時間を確保しつつ、部活動指導から下校指導までを含めた全ての教育活動を 16 時 30 分までにする日程としました。この取り組みにより、生徒、教員等に様々な効果が期待されます。 資料 3 ページにお戻りください。生徒に期待される効果としては、年間を通じて安定した生活を送ることで、心身の健康保持増進が期待できる。帰宅時間を早めることで、日没後の下校を避け、生徒の安全面に配慮できる。生徒が家庭学習や学校外で自ら取り組みたいことの時間を確保することで、自己教育力の伸長が期待できる。また教員に期待される効果としては、勤務時間内の教育活動により残業時間が減り、教職員の働き方改革が進みゆとりが生まれ、教材研究や生徒指導が充実し、教育の質の向上が図られる。心身の健康が保たれ、生徒との関わり、寄り添いの質の向上が期待できるといったものが考えられます。 来年度以降、この取り組みを通じて、生徒を学校、そして家庭地域でも見守ることにより、学校と地域が協働、融合した形で環
-------------------------	---

事務局 (梅原係長)	境整備を進めていくことに繋がると考えております。続いて、参考資料 2-2 の中にあります通り、新たな地域クラブの視点について、生涯学習課梅原より説明させていただきます。 はい、生涯学習課梅原です。よろしくお願いいたします。4 ページ、4 生涯学習活動との融合、こちらの方を説明させていただきます。 総合的なガイドラインの 3 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関し、両庁が策定した総合的なガイドラインの参考資料の中で、学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像が示されました。こちらが参考資料 2-3 となっております。こちら参考資料 2-3 の中で、函南町といたしましては、町とスポーツ、文化芸術団体等の運営団体が連携協力しながら、地域クラブ活動における環境整備を進めていくということで考えております。こちらのイメージの中の①番が函南町がイメージしているものになります。 具体的には、先ほど前述いたしました教育環境の整備がなされ、下校時間が 4 時半に早まることで、生徒さんの方で生み出されます余暇時間を有効活用いたしまして、生涯学習活動団体の情報を生徒に提供し、生徒自身が選択して活動できる環境を作っていくというような方針でございます。こちら以下、(1)(2)が町が想定している活動団体です。運動系の活動といたしましては、スポーツ推進委員会のニュースポーツ教室、体育協会、スポーツ少年団また、町内で活動している一般スポーツ団体が考えられます。 既にこれら町内の体育施設利用団体には、中学校部活動の地域移行に関する情報提供や受け入れに関するアンケートを実施しております。アンケートの結果は参考資料 2-4 となります。これは一般団体が全部で 39 団体、スポーツ少年団が 9 団体、体育協会は 14 団体からアンケートをいただいております。 続きまして文化系の活動といたしましては、文化協会、かんなみ学びの杜講座、ボーイスカウト、ガールスカウト、人材バンクの講師等が対象と考えております。こちら各団体に対し、今後の部活動に対する説明をし、協力を得ていく予定です。文化系に対するアンケートも同様に実施してございますが、現状集計中でございます。今後は、生徒へのヒアリング調査等を進めていき、生徒のニーズや受け入れに伴う課題などを把握していく予定です。
-----------------------	---

事務局 (後藤指導主事)	教育委員会で現状把握できている主な課題といたしましては、こちらの以下が挙げられております。活動に伴う指導者の確保や指導者への研修体制の整備、指導者同士の連絡調整、内容といたしましては、チーム指導方針、生徒の様子やあらわれの共有等です。個人費用負担の考え方。内容といたしましては、事故怪我の保障、活動施設と移動手段、経費等、保護者負担増を抑制、こちらの方が現状把握できている課題となります。以上です。 続きまして5ページをご覧ください。5令和5年度以降の学校部活と地域クラブ活動に対する考え方。国の指針としては、まずは休日における地域の環境整備を推進していくという方向性が示されていますが、函南町では、当面の間部活動を地域に移行する。また、地域に切り離して考えるという未来像に向かうのではなく、学校部活動の枠組みを生かしながら地域と協働、融合を進めていきます。また、静岡県教育委員会では、先月2月15日の定例会の中で、学校部活動について、学校の働き方改革と生徒の活動機会確保との両立を目指す考えを掲げております。 令和5年度において、函南町では中学校における大胆な週時程の変更により生徒、教員、保護者の声を聴取しながら、今年度に引き続き、中学校と学校教育課、生涯学習課とで準備委員会を継続しながら、学校と地域との連携協働により、生徒の活動の場としての新たな地域クラブ活動について、地域の各種団体の説明を丁寧に行い、今後の受け入れの理解と協力を進めてまいります。 改革推進期間と位置づけられた3年間ではありますが、国や県、そして近隣市町の動向を注視し、函南町として進むべき方向を調整しながら、よりよい環境整備に努めてまいります。説明は以上となります。
仁科町長	はい、ありがとうございます。資料も多岐にわたりますが、ご質問等をいただきたいと思います。いかがでしょう。はい、どうぞ。
小永井委員	まずこの休日の部活動のことについてですけれども、5ページですね。函南町では当面、部活動を地域に移行するという未来像に向かうのではなく、学校活動の枠組みを生かした環境整備を進めていきますとあります。これは私は大変大賛成です。現状において、部活動を地域に移行するというのは問題が山積しております。ですので、この考え方は大変良いことだと思います。また会津若松市ですかね、参考資料の2－3の課題にありますけれど

仁科町長 事務局 (後藤指導主事)	も、合同部活動というのは会津若松市ではかなり進めていまして、その中で地域の指導者を交えてやってるようですので、それらも参考になるのではないかと思います。 平日の部活動に関しては、平日3日ですし、教員の残業時間等の問題、また生徒の下校後の問題等を考えますと、大変素晴らしいことだと思います。ただ一点気になることがですね、かなり早い時間で授業が終わるということになりますと詰め込み教育になるのではないかなという懸念があります。その辺は大丈夫でしょうか。 はい、どうぞ。 令和5年度以降の週時程につきましては、参考資料の2-2をご覧ください。こちらの週時程になりますが、両中学校の学校の教務とも相談をしながら進めているところであります。6時間目以降の時間や清掃そして帰りの会の時間を工夫しております。また令和5年度の月曜日を見ていただきたいのですが、時期や行事前といった関係で、7時間目を設定をすることにより適切な授業量を確保するような工夫をしているとともに、木曜日課を時期によって変更することにより、部活動の開始が1時間以上、点線で示しているのですが、前倒しすることにより、適切な授業量と授業数とともに部活動の時間を確保するような工夫をしています。
仁科町長 宮城島委員	はい、ありがとうございました。他にないでしょうか。はい、どうぞ。 その週時程のところで、4時半までに部活を全て終わらせる、やはり先生方の働き方にしましても、子供たちが一年を通して同じ時間日程で過ごせるという意味でもすごく良いと思っています。部活は毎日1時間半を確保できているということですが、今までの部活時間の総量と、これからの部活のこの時程にした場合の総量というのは、時間的にはどれぐらいきちんと確保できるのかを知りたいのと、先ほど生涯学習課の方も、参考資料2-4でかなりの団体さんに受け入れ可というようになっていますけれども、この間に4時半から6時ぐらいのあたりで活動できるよと言っている団体が具体的にどのくらいあるのか教えてください。
仁科町長 事務局	どうぞ。 まずは部活動の時間数について回答させていただきます。令和4年度と令和5年度の予定にはなりますが、こちらの方の部活動

(後藤指導主事)	年間の時間数について、事務局の方で試算をしましたところ、年間 1,400 分から 1,600 分、時間にすると、大体 23 時間から 26 時間、令和 5 年度の方が多く確保できるようになります。見た目で言うと、ちょっとでこぼこがあって、単純比較がなかなか難しいところではあるので一番短い時間が、令和 5 年度の木曜日の 6 時間目までであった時間が一番短いのですが、単純に年間を見ると、確実に令和 5 年度は多くなる見通しです。また、おっしゃっていただいたように年間を通じて時間数を帯で確保できるのでチーム作りですとか、チームの活動の見通しもしっかりとできるのではないかと考えております。
仁科町長 事務局 (梅原係長)	はい。 4 時半から活動している団体があるかということなのですが、実際のところを 4 時半から活動している団体というのはほぼなく、基本的には一般団体、スポーツ少年団、体育協会合わせてどんなに早くても 18 時ぐらいから活動しているというような団体が多いです。19 時から活動している団体が基本的には一般団体になるものですから、その条件の中で情報を提供いたしまして、それであればやりたいよというような形で、生徒自身に選ばしていくような形になるのではないかと考えております。 現状、町といたしましては、部活の代わりに何かを用意するというわけではなく、生徒の活動場所を提供するというような方針で考えており、生徒がそのような形で増える可能性があるけれども良いかという前提でアンケートをとらせていただいております。以上です。
仁科町長 勝俣委員	他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。 質問というよりは感想ですけども、本当に函南町の皆さんが、この最後の 5 ページの下から 4 行目に、まず大胆な検討を行い、とりあえずスタートしてみて、いろいろ問題が出てきたら、課題を把握して解決していきましょうというふうに、まずやってみましょう、それが先生たちの働き方改革、かつ子供たちが時間をすごく有効活用できそうなところで、私この表を見て拍手をしたのですが、本当に素晴らしいことだと思います。先生にとっても生徒にとっても、ウィンウィンなことだと思うので、ぜひ進めていただきたいという。あと、私自身がそうだったのですが、部活動の主体はやっぱり生徒がやった方がいいかなと思っていて、先生たちは定期的に異動があつて、例えばこの先生が陸上部

仁科町長	だったらこの陸上すごい強いんだよなんていうこととかあったと思いますが、例えば函南中学校ではこういうふうに先輩が後輩に教えていけば、函南中学校のスタイルで、先生は傍で見守りながら、生徒たちがお互いに教え合って成長できるっていう部活動が理想じゃないかと、私の主観なのですがそうすれば、先生に依存しなくてもできる子供たちが成長できる場が、先生たちも残業とかで苦しまなくて済むので。なんて素晴らしいんだろうと思ってぜひスタートしてみただいて、問題が出てきたときに、みんなで解決できるようにできたらいいなと思いました。よろしくお願いします。 他にいかがですか。では私から少し、いじわるな質問をさせていただきます。顧問の先生って、子供と一緒に教えながら成長していくと思うのですね。そして、その成長の度合いというのは、試行錯誤しながら成長を暖かく見守って育っていく。でも、部活動の体育部にしろ文化部にしろ、違った組織の方に教えていただくことについて、意欲が少し削がれるというんですかね。その辺は、先生方はどのように受け止めているのでしょうか。どうしても大会があったり発表会があったりすると、勝ち負けは別としても、やはり子供たちにもいい経験をさせてやりたいっていう気持ちになってくると思うのですね。そんなときに土曜日であったりあるいは休日であったり、本当はもっと教えてあげたいのだけれども、働き方改革を前面に出すことで、今一步踏み込んだ指導ができないとか、先生方の思いはどうなのでしょうかね。はい、どうぞ。
事務局 (後藤指導主事)	こちらの新しい週時程については、教育委員会事務局で話し合い、校長会でも話した上で校長先生から、学校の先生に伝えていただきました。その後、指導主事が学校に訪問する機会があり、先生方に直接、本心でどうですかと話を聞いたことがあります。そうしたときに、とにかく時間にすごく余裕が生まれるということがまず一言目に出てきました。部活動については、確かに平日やって休日の最後の方で一番美味しいところというか、一番成長が見られる部分を見れないところもあると思いますが、先ほどの資料にある通り、すぐに手放すのではなく、子供たちの部活動を確保しながら、例えば土曜日は、今は先生たちは部活動に行くのでそこで子供たちの成長を見られると思うので、意欲の面を確保しつつ、ゆくゆく段階的に平日は先生、休日は外部の指導者に見

仁科町長 渡邊委員	てもらう。連絡体制が難しい部分もあると思うのですが、そこを上手く連携しながら、いろんな目を見ていただいて、例えば中学校の先生が気づかない視点も地域の外部指導者とか地域の方とかから教えていただけることもあると思うので、うまくそういった目で見ながら、子供たちの成長を見守っていきたいと思っています。いろいろな先生の考え方が正直あると思います。 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 スポーツがね、すごく楽しくてやっていくというのは理想だと思うのですが、人が人を育てるっていう面からしますと、やはり先生がすごく合うのでしょうかね。先生方と一緒にやりたいと子供たちの気持ちみたいなものがあるだろうと思うのですね。中学のいわゆるスポーツ文化みたいなものもが出来上がってくという面もあるような気がするのです。そういう中で、ここにあるいわゆる地域と色々な連携や協働というような一つのスタイルを作りあげていかれて、先生方も時間があれば、学校が終わった後で参加していけるよう、二極化するのではなくて、その辺の協働のあり方みたいなものをですね、一つのモデルとして作っていただけたらありがたいなと思いますので、そういうところも少し考えていただければと思います。
仁科町長 事務局 (飯島課長)	ただいまのご意見で、何かコメントありますか。はいどうぞ。 ただいまの先生のご意見ですけれども、教員の方々からは、もっとやりたいとか、できるとこないみたいな話も、冗談半分ではあったりしているところもございます。ただ具体的に受け入れができるような団体を把握しているわけではありませんけれども、やはり同じ競技をしている者同士の繋がり、先生方と地域の例えばバレーボールだったらバレーボールで繋がってる方がいらっしゃると思いますのでそうした中で、指導方針が似ているところを繋いでいければと期待をしております。うちの方でも注意して見ていきたいと思っています。
仁科町長	はい、ありがとうございます。他にありますでしょうか。それではこの辺で打ち切りにさせていただきたいと思います。(2)の中学部活動の地域移行に向けた取り組みについてご賛同いただける方は恐れ入ります。挙手をお願いいたします。 －挙手全員（賛同）－
仁科町長	はい、ありがとうございます。それではただいまのですね、ご質問、それからご意見、ご提言等を踏まえて進めていただきたい

事務局 (戸田主査)	と考えますので、よろしくお願いいたします。 1時間ぐらい経ちましたけれども、時間も押している部分ありますので、休憩は適宜取っていただけて続けていきますので、よろしくお願いいたします。 それでは議事(3)の報告事項に移ります。初めにアの函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について事務局から報告をお願いいたします。 はい。それでは、函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備計画について、お手元に配布させていただきました資料3及び資料3-1に基づき説明をさせていただきます。 本計画につきましては、令和4年度第1回総合教育会議で計画案のご承認をいただいております。資料3の1ページをご覧ください。1史跡箱根旧街道の概要から3災害復旧に向けた表記までは、前回報告させていただいておりますので、本日は主にその後の経緯について説明をさせていただきます。 4災害復旧整備事業の進捗状況につきましては、年度ごとに実施した事業も増えました。3ページ目をご覧ください。(4)令和4年度の実施事業からご報告いたします。 令和4年度、石畳の遺存状況を図化するため、測量調査業務委託を行った他、災害復旧整備計画策定支援業務をコンサルタント会社に委託し、また災害復旧整備委員会を3回開催しました。 4ページをご覧ください。5関係機関との調整状況についてです。生涯学習課では、今回の罹災で大きな要因となっている芦ノ湖カントリークラブからの流入水について、排水元と交渉を重ねましたが、現在も建設的な回答はいただけないままとなっています。また、流末にあたる国道1号線を管理する国交省とも交渉を重ねてきましたが、最終的には民地内の雨水を国道施設へ受けることができないとの回答をいただき、雨水の処理が困難な状況となりました。 生涯学習課では、これら交渉結果をもって県文化財課や文化庁に対応を相談したところ、災害復旧、石畳の復旧と排水処理の建設は切り離して事業を進めるよう指導があり、本事業では、廃水路などの整備を行わない方針としました。前回の教育総合会議では、排水路の整備や貯留枿について触れたところですが、関係機関との協議の結果、計画案の見直しになりました。 これを踏まえ、災害復旧整備計画案の修正を行い、令和4年12
-----------------------	--

月 23 日の第 6 回史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会で修正案のご承認をいただき、これをもって令和 5 年 1 月 27 日に文化庁との協議を実施しました。協議の結果、文化庁より次のとおり指導と助言をいただきました。

ア災害復旧事業は、路面の復旧と雨水対策が柱となる。5 ページ目をご覧ください。イ今回の事業は、災害復旧のための石畳の整備であり、通行止めを早期に解消することが第一。保存のための整備ではない。その違いを理解する。ウのコンクリートやモルタルでの復旧は文化庁は許可しない。雨水の影響が強く予想され、それ以外に石を保護する方法がない場所であれば認められる場合あり。雨水の影響の少ない場所では改良土や同じ土質のローム土で埋め戻す方法も含めて検討してほしい。エ工法決定に際しては、いくつか工法パターンを災害復旧整備委員会に提示し、そこで決定する。オ災害復旧事業完了後は、土留や土嚢を撤去すること。継続して設置する必要があるなら、災害復旧整備計画書に必要な理由と管理方法について、計画案に明記すること。継続設置に際しては、災害復旧整備委員会で諮り承認を受けること。カ甲石坂では、史跡指定以前に、地下ケーブル埋設工事や排水管理設工事、コンクリート製構造物の設置により、掘削された箇所遺構は遺存していない。その他の箇所は、今後発掘調査により遺構を確認する必要があるとの記述を盛り込むこと。以上、文化庁の指導と助言を踏まえ、災害復旧整備計画案の修正を行い、令和 5 年 2 月 6 日の第 7 回史跡根旧街道災害復旧整備委員会で審議し承認されました。

続きまして参考資料 3-1 をご覧ください。こちらが災害復旧整備基本計画書案となります。1 ページめくっていただきますと目次となりますが、第 1 章から第 3 章までは今までの説明と重複しますので、説明を省略いたします。第 4 章からが整備に係る基本方針となりますので、67 ページから説明いたします。

第 4 章基本方針です。この計画の基本方針では、災害被災箇所の迅速な復旧、災害の再発防止、遺構の保存、長期的な方針、整備フレームの考え方の四つとしました。整備フレーム順序の考え方は、ページの一番下の表の緑で囲まれた表の中にありますが、まずは安全対策工事を最初に実施した上で、雨水対策を実施し、旧街道が通行可能な状態に復旧します。ここまでの今回の災害復旧整備事業となります。この後実施時期は未定ですが、本整

備事業として、知的保存活用計画等を作成し、石畳や今回の災害で土砂が流出したことで新たに発見された江戸時代の遺構である石橋の復元といった、地籍整備を検討していくこととなります。

69 ページをご覧ください。第 5 章整備基本計画の第 1 節全体計画です。第 4 章の基本計画に沿って、箱根旧街道の復旧及び再発防止対策を実施します。主なものとして、(1)被災箇所への復旧に関する計画、(2)土砂等流出の再発防止に関する計画、(3)遺構の保護及び工事中の安全対策に関する計画の 3 つの基本計画に沿って整理を行います。70 ページをご覧ください。

第 2 節、地区区分計画に基づく整備の方針ですが、71 ページの図をご覧ください。地点を確認しながらお聞きください。甲石坂全体を 9 つの地区、地点に区切り、現状に応じた復旧整備の方針を示します。箱根峠からの入口となる A 地点では、工事期間中の雨水安全対策と併せ、侵入防止対策用の仮囲いなどを整理します。A-B 地区は比較的被害が少なく、雨水の影響で路盤の浸食が進んだ箇所の埋め戻しを行います。地点 B のがけ崩れ箇所は、三島市の地籍であり、三島市や土地所有者と調整をしながら進めていくため、本計画では扱わないものとししました。B-C 地区は、路盤の浸食が進んだ箇所の埋め戻しを行います。一番水の流入が多い地点 C では、雨水流入対策を講じます。また、同地点で確認されている石橋遺構については、今後保存や整備の手法を検討するには、詳細な調査が必要となるため、当面の間は経過観察を行うこととします。C-D 地区は路盤を保護するための洗堀防止対策と洗堀箇所の埋め戻しを行います。地点 D も路盤保護のための洗堀防止対策と洗堀箇所の埋め戻しを行います。D-E 地区は石畳の流出や洗堀被害が最も著しく、これ以上被害が進まないよう、洗堀防止対策と洗堀箇所の埋め戻しを行います。甲石坂と国道 1 号線の接続部となる地点 E については、侵入防止対策用の仮囲いなどを整備するほか、国道への土砂流出防止のための対策を行います。それぞれの具体的な工法は、令和 5 年度の災害復旧整備委員会において審議し決定いたします。

続いて、73 ページをご覧ください。第 3 節災害復旧整備事業に必要な調査等に関する計画です。これは、必要に応じて実施する旨を記載しました。

続いて第 4 節、管理運営に関する計画です。将来的に保存活用

仁科町長	計画を検討する。スムーズに人が歩けるようにする。現在設置してある木柵等を残す場合、管理は町が行うことを記載しました。 続いて第5節事業計画です。事業計画一覧の通り、令和5年度から令和6年度の2ヶ年で災害復旧工事を実施し、令和7年度には供用を開始したいと考えています。この間の計画は、あくまでも整備方針を示すものです。工事や業務の詳細は、来年度詳細設計を行い、災害復旧整備委員会で決定します。 最後に、令和5年度に実施する事業についてです。資料3にお戻りいただき、3ページ目をご覧ください。 (5)令和5年度実施事業です。災害復旧整備計画に基づき、同事業を実施します。1 災害復旧工事詳細設計に係る測量設計業務をコンサルタントに委託します。
宮城島委員	4ページをご覧ください。2 災害復旧工事期間中に、大雨災害による被害を防止するため、安全対策工事設計業務をコンサルタントに委託します。3 石畳の復旧工法に係る懸案事項を審議するため、災害復旧整備委員会を継続して開催します。4 安全対策工事設計業務委託の成果を踏まえ、土留めや土嚢など設置するための安全対策工事を施工します。説明は以上となります。 はい、ありがとうございます。ただいまの報告事項の説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。 あの工事のことについては素人なので、意見なのですが、ちょっと質問させてください。国道への排水を断られたということですので、排水の道はできていないのに、土でできている道路を土で直して、早く開通させてくださいという話で間違いないと思うのですが、土で直した場合、もし雨が降ってきたならば、その直した部分が、また壊れて国道の方に流れてきてしまうような気がするのですが、大丈夫でしょうか。
仁科町長 事務局 (戸田主査)	はいどうぞ。 史跡を復旧するにあたって文化庁から強く言われていることが、本来あるべき姿に戻すのが災害復旧工事ということでこちらの報告でも先ほど申し上げた通り、極力コンクリートやモルタルについては使わないよう指導を受けています。ただそれですとやはり大雨が降ったときに、盛った土が流れてしまいますので、それについては来年度以降の検討事項にはなりますが、その土に対して改良土といったもので表面を固めてしまうような方法を今

仁科町長	後考えていくようなことになると思います。あと実際その土が流れてしまうような恐れがあるので、実際の水が入ってくる量というのは、今後変わっていきませんので、それを防ぎつつ何らかの形で維持しながらここに土が流れないという形をやはり検討していかなければならないということです。こちらにつきましては、来年度から２ヶ年災害復旧整備委員会を継続しますので、その中で委員の先生方に提言をいただき、文化庁と協議しながら最終的にどのような形がふさわしいかということを決断をしていきたいと思っています。 よろしいですか。国道、それから文化財の旧箱根街道、歴史から言えば旧街道の方が早くできてますね。ところが１号線は、車両の通行を優先していくのですが、元々は土砂が流れ着いて１号線が不通になったことがことの発端はですね。壊れた方の復旧よりも、１号線の大動脈を車両の通行に支障がないようにするというのが大前提にあって、道路側溝は道路以外の水を入れ込むということが駄目なのです。道路上に降っている雨水は、しっかり交通車両が往来するのに支障がないように取り込むためのものですから。旧箱根街道の水は上から下へ流れてくるので、どうしたって土砂は流れる。そして土砂が昔から流れてるから石張りしてあるわけですよ。だから非常に難しいところをクリアしなければならない。委員会の中に、国土交通省さんが当然入ってますよね。その人たちは雨水、それから土砂、それが絶対流れ込むなというのが大前提。でも先ほどのように、土嚢は撤去しろなど、いろいろな形で言われますよね。雨水が流れてくるものをどうやって止めるかって、先ほど民地の方に流すような話したとしても、やはり最後は道路側溝に行くしかないのだけど、道路側溝には流すなというのが絶対条件でしょう。非常に物理的に難しいことが課せられています。６年、７年度整備の復旧のための絵はできていて、文化庁はＯＫというかわからないけど、今度国土交通省は、その通りに受け入れてくれるかどうかというのは全く分かりませんから事前に会議をやっておいて、了解を取っていくしかもうないですよ。全部できてからこれじゃ駄目ですってことになったらまた職員の労力と時間を奪われ、非常に大変なところに行ってしまうから、ここからは本当に大変な時期だと。だって、今の近代技術の土木技術は使っては駄目でしょう。コンクリート駄目でしょう。それを雨水排水をしろといって、何をもってやるの
-------------	---

小永井委員	ですかつというのを、本当に教えてもらいたい状況ですよ。土羽だって雨水によって削っていくわけだから、そのために人馬が通れるように石を敷いたと思うのですよ。そういう場所なので、何回も修復していると思います。それを今の近代技術で復旧するわけいかないというところに、この難しさと時間がかかるということで、本当に大変ですけども、チェックする機関に了解を取っていくしかない。大変ですがお願いいたします。他にいかがですか。はい、はいどうぞ。 災害復旧事業ですから、今度それが終わったら史跡の復元等の工事に入るのではないかと思いますけれども、そうすると本当に完成まで相当な期間を要すると思います。私も建築の関係の仕事をしているので例えば熊本城の復元だとかそういうのは、先ほど町長も言いましたけれども、近代技術ではなくて、昔の技術を応用しながらやっていかなきゃならないものですから、大変難しいところがあるかと思いますが、しっかりと進めていっていただきたいと思います。お願いします。
仁科町長 勝俣委員	何かありますか、コメント、いいですか。はい、どうぞ。 資料の 1 ページ、今回は大雨で排水が流れ込んできて旧街道を一気に流れ下り石材を巻き込んだ土砂と書いてありますが、元通りに戻しするまでの間に、その作業してる皆さんの安全だけちょっと気になりましたのでお気をつけてくださいということで、よろしくをお願いします。
仁科町長 事務局 (飯島課長)	はい、お願いします。 ありがとうございます。函南町分の旧街道は通行止めにしておりますけれども、国道にも接続しておりますし、やはり周辺の通る方々の安全という面では、私達も非常に心配をしております。ですので、土石流が発生したときから、ずっと大型土嚢などの出口の一番低いところに設置をしております。ただそれもだいぶ年数が経っておりますのでちゃんと通れるようになるまでは、安全管理の方は、継続してやってまいりたいと思います。
仁科町長 事務局	ありがとうございます。よろしいでしょうか。この件は報告だけですので、次に進みます。 では続きまして、(3)かなみ生涯学習塾の見直しについて、事務局から報告をお願いいたします。 かなみ生涯学習塾の見直しについて報告させていただきます。資料の 4 になります。1 ページ目をご覧ください。

(小野社会教育指導員)	かなみ生涯学習塾の事業の概要、目的、事業の成果と課題については、報告書の通りです。この現状を踏まえ今年度事業の見直しを行い、令和5年度からかなみ学びの杜講座の事業がスタートすることになりました。 主な見直し事項理由について、参考資料4-1の表にまとめましたので、続いてこちらに沿って説明いたします。参考資料4-1をご準備ください。よろしいでしょうか。 大きな見直し点は、事業の目的、組織、裏面に続きまして、教室、開講条件の四点です。 まず一点目の目的の欄をご覧ください。かなみ生涯学習塾を終了した講師と受講生により、多くの同好会やサークルが設立され、文化センター等での施設で活動するようになりました。また、ベテランの講師や自立できている講師も多数見られるようになりました。このような状況から、かなみ生涯学習塾の事業目的は達成できたと捉えられます。このことを踏まえ、かなみ学びの杜講座の目的を、講師の育成から町の生涯学習の推進をより一層図ることへと見直しました。なお、生涯学習のきっかけ作りの目的は継続いたします。 次に二点目、組織の欄をご覧ください。かなみ学びの杜講座では、講師や受講生の負担軽減を図るため、運営委員会、講師会、受講生代表者を廃止しました。なお、受講生発表会は、学習の成果を発表する場を設けることで、達成感を享受し、講座終了後も学習を継続する意欲に繋げるため、かなみ学びの杜講座でも実施することとし、講師と受講生による発表会実行委員会を組織します。 3点目です。裏面の教室の欄をご覧ください。かなみ生涯学習塾は基本的に応募のあった全ての教室を募集案内に掲載していました。その結果、似たような教室が複数掲載され、受講希望者がどれを選べば良いかわかりにくく、受講希望者が分散してしまい、いずれも教室10人以上という、開講条件を満たせず開講できなくなってしまうことも起きていました。また、教室の上限がないことで、既存のサークルや団体間の生涯学習塾の教室が希望する日程で会場が取れなくなっていました。以上のことを考慮し、かなみ学びの杜講座では、教室の制限をするとともに、受講後の学習継続を促すこととしました。また、定員は、講師との協議で決定することとし、受講生の希望を極力受け入れるよう
-------------	---

仁科町長	にいたしました。 四点目です。講師の開講条件の欄をご覧ください。かなみ学びの杜講座では、アからオの条件を設けました。教室の開講を申請する者は、以下のアからオを全て満たす個人またはグループとし、より多くの方が講師として教えることにチャレンジできるよう、1人では不安という方のために、グループ単位でも講師として申請ができるように明記しました。 条件のア・イについては変更がありませんので、ウ・エ・オについて説明いたします。 ウの生涯学習の実践継続のため、教室終了後、自主講座等について定めるものについては、教室終了後も継続して活動し、町の生涯学習の推進をより一層図るという、本講座の目的達成のために寄与できるものであることを明記しました。エの前年度講座を開設していない者については、生涯学習塾ピーク時には60教室を超える教室が立ち上げられていました。かなみ学びの杜講座では、20教室程度を超えた場合は抽選で決定します。応募数がピーク数を超えた場合、抽選で何回も落ちてしまう講師が出てくるとも考えられます。当該年度に開校した講師は、次年度開校できないとすることで、次年度の応募数が半数程度になると考えられることから、何回も落選する講師が避けられ、また多種多様な講師が開講できるようになると考えました。オについては、これまでかなみ生涯学習塾の講師となった方のみ、その年度に限って人材バンクへ登録していました。かなみ学びの杜講座では、申請者全員に5年間登録していただいて、町の生涯学習の一層の推進に繋げるとともに、開講できなかった申請者にも活躍の場を提供できるように記載しました。以上、生涯学習塾からかなみ学びの杜講座への事業の見直しに伴う主な変更点です。また学びの杜講座の杜ですが、報告資料の3の(2)名称の由来にありますように、杜はその町の人々によって育ててきた豊かな緑を指します。講座によって育てられる趣味や特技、知識技能といったものを、町の人々によって育てられる豊かな緑になぞらえ、かなみ学びの杜講座と名付けました。以上で報告とさせていただきます。 はい、ありがとうございました。何かご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。 特段ないようですが、最後にその他の項目で設けてございます
-------------	--

事務局 (渡邊課長)	ので、何か気がついた場合には、その他のところでご質問をお願いいたします。次に移ります。 ウの第2期函南町こども子育て支援事業計画の中間見直しについて、事務局から報告をお願いいたします。 それでは、第2期函南町子ども子育て支援事業計画の中間見直しについて、子育て支援課よりご説明をさせていただきます。 まず第2期函南町子ども子育て支援事業計画について、この計画策定後に新しく教育委員になられた方もいらっしゃいますので、簡単にご説明をさせていただきます。 子ども子育て支援法の第61条に、市町村は基本方針に即して、5年を1期とする教育保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものと定められておりまして、この規定によりまして子ども子育て支援事業計画を策定しています。 第2期計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間としておりまして、今回令和4年度が計画の中間年にあたるため、見直しを行ったものです。 見直しを行ったのは、計画内の教育保育子育て支援事業の量の見込みなど、令和3年度に小規模保育所が2園開設され、令和4年度からは二葉幼稚園がこども園とり、令和5年度からは、旧みのり幼稚園跡地に私立はなみずき保育園が開園予定となっているなど、状況が大きく変わっていることからそれらの影響を考慮した見直しをしております。また、将来の推計値につきましては函南町における人口動態の変化や最新の利用実績等の数字を用いて行っております。 それでは表紙に第2期函南町子ども子育て支援事業計画中間見直し案と書かれた資料をご覧ください。主要な箇所についてご説明をしております。まず4ページをご覧ください。 まず全体的なお話としまして、児童数の将来推計です。0歳から5歳までとなっています。下の表が見直し後の数値となっております。令和元年から令和4年度までは実績値、その後が推計値となっています。令和元年は合計で1,649人でしたけれども、令和4年の段階では1,456人とここで193人の減となっています。令和6年の推計値は1,370人となっております。令和4年度からさらに86名減となっており、減少傾向であるということがわかります。
-----------------------	--

続いて5ページからが量の見込みと確保方策の見直しについてとなります。これ以降ですね、教育保育に対する量の見込みですとか、確保方策といった言葉が頻繁に出てまいりますけれども、これらは法律に出てくる言葉で少しわかりにくいのですが、量の見込みというのは、幼稚園や保育園の利用に対するいわゆる需要にあたるもので、確保というのがですね、その需要に対してどれだけ供給できるかといったような意味で捉えていただけると分かりやすいかと思います。量の見込みにつきましては、5ページから記載されております。これ以降は全て共通ですが、中間見直し変更後という方の表の令和2年度から令和4年度記載数値は全て実績値となっております、令和5、6年度が推計値となっております。まず下段の方ですね、①の1号認定の教育というところ、ここは幼稚園に通う3から5歳のお子さんについてです。令和2年度の量の見込み実績値が463人に対しまして、令和6年度は319人の見込みとなり、144人の減少となっております。このことから幼稚園需要の減少が見られる現状となっております。

続いて6ページに行きまして、②の2号認定学校幼稚園利用規模というのは、幼稚園の利用者で預かり保育を利用しているお子さんのことです。

量の見込みにつきましては、中間見直し変更後の方で、令和2年度から令和6年度を比べますと、若干減少はしておりますけれども、当初計画の令和6年度の54人に対して、今回見直しにより106人と増えております。この理由としましては、預かり保育を利用しており、保育園へ移行するという方が当初の見込みよりも少なかったためでございます。

続いて③の2号認定、保育所、認定こども園利用規模、こちらは保育所に通う3歳から5歳児のことでございます。

7ページの方の④の3号認定、保育所、認定こども園、地域型保育所等は保育所等へ通う、0から2歳児です。いずれも年度別で若干の増減がありますが、多い数字が続いております。

続きまして8ページをご覧ください。ここでは、確保方策、どれだけ供給できるかといった部分になります。①が幼稚園、②の方が保育園の見込みでございます。表の中の量の見込みという部分につきましては、先ほどまでにご説明した箇所の数値を合計したものがここに記載されます。①の幼稚園につきましては、量の

	見込み、つまり需要が減っていることもありまして、確保方策の方が上回っている状態状況となっており、つまり供給が需要を上回っている状態です。②の保育の方に関してですけれども、令和6年度の確保方策が当初計画では625人に対しまして、中間見直し変更後では、693人と68人の増となっております。これは冒頭に述べました通り、令和3年度に小規模保育所2箇所が新設され、令和4年度に二葉幼稚園をこども園化し、令和5年度から私立保育園が新設されるといったことによるものでございます。 これによりまして令和5・6年度については、供給が需要を若干上回る見込みとなっており、これだけ見ますと待機児童は発生しないように見えるのですが、実際には年齢別に決まっている定員数とそこの年齢に対してどれだけ申し込みが来るかといったところで待機児童が発生するか決まってきます。 今回の中間見直しによる主要な部分の説明につきましては、以上となりますけれども、ここで令和5年度の保育所等申し込み状況についてご報告したいと思います。 お配りしました資料の右上に資料5と書かれました資料をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、上から二つ目の表、令和5年3月1日現在の保育所の申し込み状況です。町外委託部分も含めると659人の申し込みとなっております。幼稚園、こども園につきましては、一番下の表で350人のお申し込みとなっております。なお、この計画の中間見直しについては、現在まだ案の状態となっておりますけれども、明日子ども子育て会議を開催する予定となっており、そこで委員の方からご意見を伺い、ご承認いただければ正式なものとなる見込です。事務局からの報告は以上となります。
仁科町長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。はい。
勝俣委員	資料5の上から三つ目の参考2、令和5年4月1日入所予定の児童数町内児童のみと書いてありますが、例えば町外の児童は、合計何人ぐらいのるか教えてください。
仁科町長 事務局 (渡邊課長)	はい、どうぞ。 町外から受託分という言い方をしていますが、こちらはまだ最終の集計は集計中で申し込みの調整中といったところですが、例年30人前後といったところでございます。

勝俣委員 仁科町長 事務局 (渡邊課長) 仁科町長 宮城島委員	ありがとうございます。この中の保育園だと、そういう町外の子供を受け入れられる保育所はどの園でしょうか。 はい、どうぞ。 どこの園もその空き状況によりますが、受け入れはしています。 他にどうでしょうかね。はい、どうぞ。 待機児童対策として今年の4月からはなみずき保育園。その前に小規模園のグローアップ保育園さんと仁田ふじさん保育園が開園されて、非常に対策をしていただいていると思っています。ただ、幼稚園の方はだんだん少なくなっていますけれども、保育園の方は変わっていない、若しくはちょっと増えている。もしかしたら幼稚園の預かりに預けているけれども、本当は保育園に預けたいという方がいらっしゃるのかなと思っているのですが、新しい保育園が増えたところで、またこれから保育園が増えるとかそういうところの予定はありますか。
仁科町長 事務局 (渡邊課長)	その辺の分析、傾向はどうですか。はい。 やはりですね、幼稚園の方につきましては今おっしゃられたように、減少傾向いうところと、保育園につきましてはやはり働いていらっしゃる方が多いということで、こちらの方は逆に増えていく、というようなところが考えられます。ただ将来的に長い目で見ていきますと全国的には少子化ということもあり、減少に向かうというところがございます。そういったところをどのように考えていくかといったところも非常に大切なところでございますので、また来年度以降、そういった長期的な視点を持った上で今後、幼稚園、保育園をどのようにしていくかを検討していきたいと考えています。
仁科町長	はい、ありがとうございました。基本的に、函南町においても少子化というのは避けて通れない状況も歴然と続いています。そして幼稚園のニーズと保育園の関係は、預かるところがあれば預けて、少しでも働きに行きたいよというのは、紛れもない事実だと思う。その辺と今の町の施設、それからマンパワー、そのようなところも考えながら、そして将来的に残念ながら少子化で減っていくだろうという傾向はもう避けられない。その辺をうまくコントロールしながら現行の枠の中でやってく。それともう一つは、町とすれば私立の保育園をお願いをする。それがベストかという、いろいろな考え方があろうかと思うのですね。現状、函

事務局 (梅原教育次長)	南町についても過渡期の状況を迎えているなど感じています。他にいかがでしょうか。 それでは報告のウについては打ち切りにさせていただきますけれども、全体を通しまして、またこの案件に関わらず、その他せつかくの機会でありますので、ご質問とかご意見とか、ご提言等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。 それではこれもちまして、本日の案件が全て終了いたしましたので、事務局の方にマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。 町長ありがとうございました。 以上もちまして、令和４年度第２回函南町総合教育会議を終了させていただきます。ご出席の皆様、長時間ありがとうございました。
-------------------------	--